

## 芦屋市の消費者教育の現状と課題

### 1 消費生活相談の状況

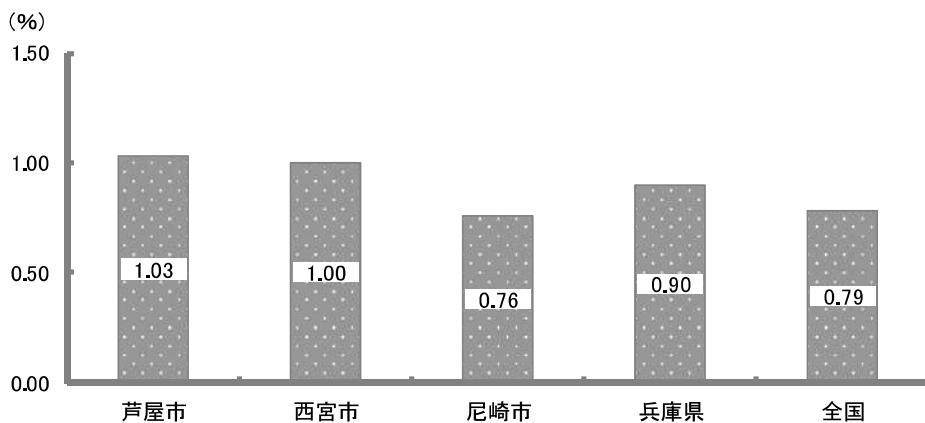
本市では、昭和50年から消費生活相談を開始しました。主な業務は消費生活相談及び消費者啓発事業であり、昭和48年から活躍していた芦屋市消費者協会\*と連携して幅広い消費生活に関する事業に取り組んできました。

#### (1) 相談件数

##### ① 平成30年度推計人口に対する相談件数割合

平成30年度の本市の相談件数は974件で、平成30年度推計人口に対する相談件数割合は、全国、兵庫県、近隣2市と比べても上回っています。

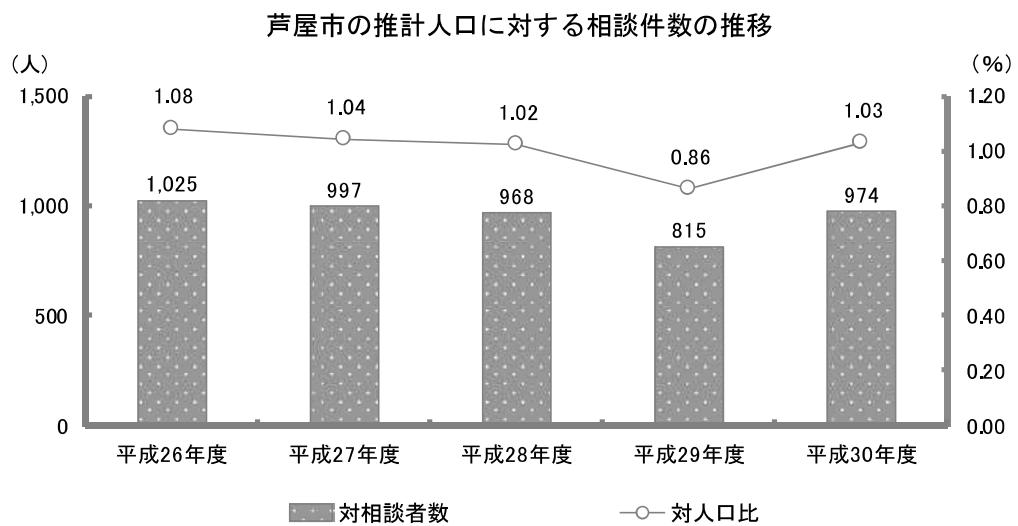
平成30年度推計人口に対する相談件数割合



資料：PIO-NET\*に登録された消費生活相談情報件数と  
平成30年10月1日時点の推計人口より積算

## ② 芦屋市の推計人口に対する相談件数の推移

平成 26 年度からの経過を見ると、対相談者数、対人口比いずれも増減をくり返しながら横ばい傾向となっています。



| 項目    | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 対人口比  | 1.08%    | 1.04%    | 1.02%    | 0.86%    | 1.03%    |
| 対相談者数 | 1,025 人  | 997 人    | 968 人    | 815 人    | 974 人    |

資料：PIO-NET に登録した消費生活相談情報件数と平成 30 年 10 月 1 日時点の推計人口より積算



## (2) 相談内容

平成 26 年度から平成 29 年度は、身に覚えのない有料サイト利用料金を電子メールなどで請求されたという架空請求\*の相談が最も多くありました。平成 30 年度は電子メールではなくハガキによる架空請求が急増しました。架空請求が社会問題化して以降、消費者が自衛できるよう注意喚起を実施し、さまざまな再発防止策が各機関により講じられていますが、ハガキというここ数年主流ではなかった手段が用いられ、住所や氏名が知られているということが、消費者の不安をあおり、相談件数の増加につながったと考えられます。

また、インターネット関連の契約に関する相談も多く、よくわからないまま契約してしまい、トラブルにつながる事例が目立ちます。さらに、平成 30 年度は、不用品を買い取るといって訪問し、売るつもりのなかった貴金属を安価に買い取られるといった「訪問買取（押し買い）」に関する相談が多くありました。

芦屋市消費生活相談内容（上位 5 位）

|     | 平成 26 年度                   | 平成 27 年度                   | 平成 28 年度                              | 平成 29 年度                               | 平成 30 年度   |
|-----|----------------------------|----------------------------|---------------------------------------|--|--|
| 1 位 | インターネット<br>有料サイト<br>利用料    | インターネット<br>有料サイト<br>利用料    | インターネット<br>有料サイト<br>利用料               | インターネット<br>有料サイト<br>利用料                | ハガキによる<br>架空請求                                   |
| 2 位 | 不用品回収・<br>結婚相談所            | インターネット<br>光回線契約           | インターネット<br>光回線契約                      | インターネット<br>光回線契約                       | インターネット<br>有料サイト<br>利用料 (SMS*,<br>ワンクリック<br>詐欺等) |
| 3 位 | インターネット、<br>テレビの契約         | 賃貸住宅・<br>住宅の売買契約・<br>リフォーム | 住宅改修・<br>設備工事・<br>リフォーム等              | 携帯電話・<br>タブレット*・<br>Wi-Fi*等の通信<br>サービス | 訪問買取   |
| 4 位 | 賃貸住宅・<br>住宅の売買契約・<br>リフォーム | 健康食品                       | 携帯電話・<br>タブレット・<br>Wi-Fi 等の通信<br>サービス | 通信販売による<br>定期購入<br>(化粧品・<br>健康食品)      | 通信販売による<br>定期購入<br>(化粧品・<br>健康食品)                |
| 5 位 | 健康食品<br>送り付け               | 医療サービス<br>(歯科・美容)          | 健康食品                                  | 賃貸住宅・<br>住宅改修・<br>設備工事・<br>リフォーム等      | 賃貸住宅・<br>住宅改修・<br>設備工事・<br>リフォーム等                |

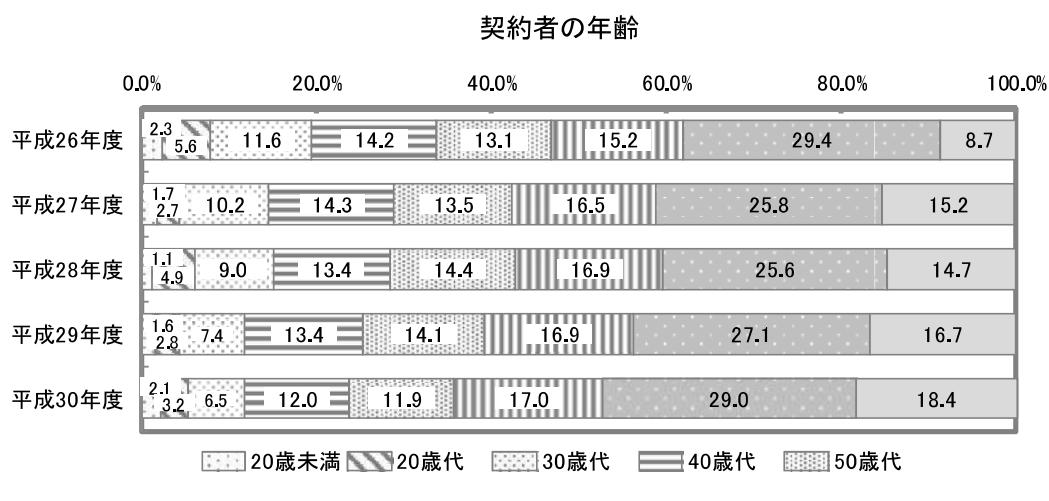
資料：PIO-NET に登録した消費生活相談情報より分析

### (3) 相談から見える契約者の属性

#### ① 年齢別に見える相談

契約者の年齢でみると、60歳以上が多く、平成30年度には46.0%に達しており、高齢者が約半数を占める状況となっています。

また、10歳代、20歳代の消費生活トラブルの相談は、毎年一定数あり、インターネット利用に関する相談や、情報商材、マルチ商法などのトラブルに関する相談が寄せられています。



資料：PIO-NETに登録した消費生活相談情報より積算

※PIO-NETのデータ管理は機能上10歳刻みのため、便宜上60歳以上を高齢者としています。

#### コラム

#### 情報商材とは？

##### 1日数分の作業で月100万円稼げます！

本当にそんな方法があれば、誰にも教えないと思いませんか？

インターネットの通信販売等では、高額収入を得るためのノウハウと称した「情報」が販売されています。その情報をもとに実際にやってみても、全く儲からなかったり、稼ぐためにはさらに情報が必要などと、次々と高額な契約をさせられることもあります。

「うまい話」にはご用心…

#### マルチ商法とは？

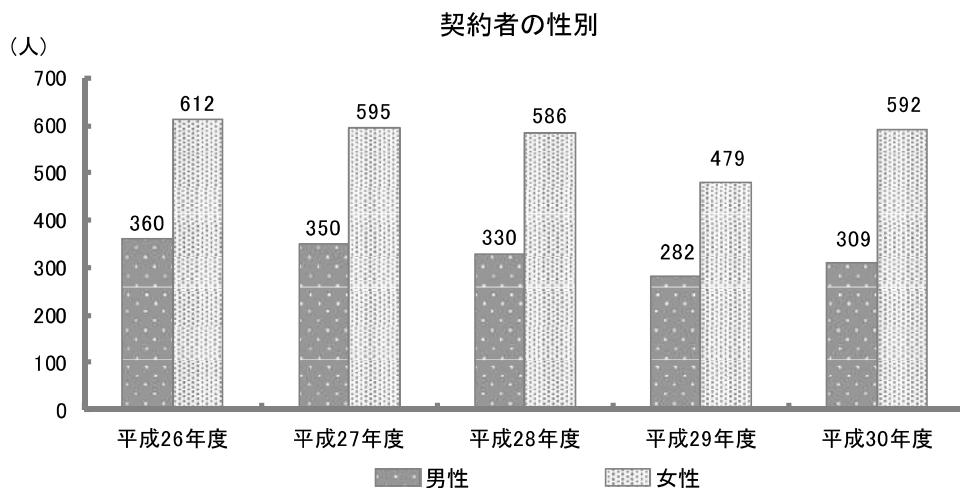
商品やサービスを契約して組織に加入し、次は自分が友人を組織に勧誘したり、商品を再販したりすれば儲かると勧誘される商法。

健康食品や化粧品などの商材が多いですが、最近は、SNS\*で知り合った友人から「仮想通貨\*での配当や投資による儲け話」など実態や仕組みがよく分からない「モノなしマルチ商法」に誘われるケースが流行っています。

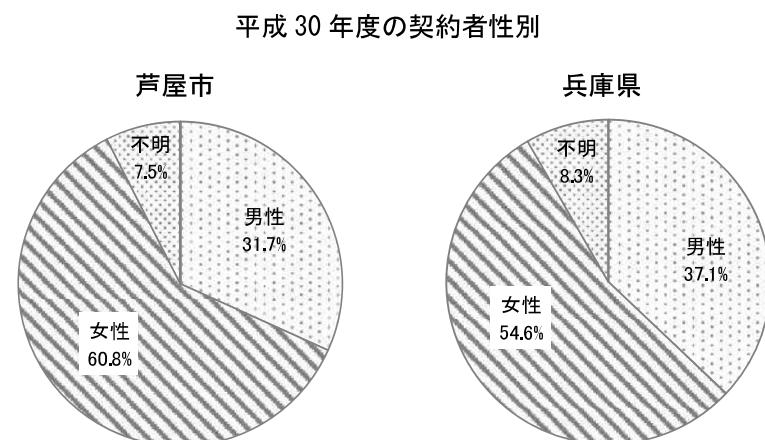
契約してしまっても、クーリング・オフ\*が可能な場合もありますので、早めにご相談ください。

## ② 性別に見える相談

性別では、女性が男性を大きく上回っており、総数が増加してもその構成比の変化はみられません。平成 30 年度の性別構成比について、兵庫県と比較すると、女性の契約者の比率が高いことが芦屋市の特徴です。



資料：PIO-NET に登録された消費生活相談情報より積算



平成 27 年度の契約者性別（前回調査）

